

【介護予防訪問介護】

資料 1

◎介護保険として提供可能なサービス内容

平成12年3月17日 老計第10号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知
「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」抜粋

	内容
身体介護	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排泄・食事介助（おむつ交換を含む） 2. 清拭・入浴介助、身体整容 3. 体位交換、移乗介助、外出介助 4. 起床及び就寝介助 5. 服薬介助 6. 自立生活支援のための見守りの援助
生活援助	<ol style="list-style-type: none"> 1. 掃除 <ul style="list-style-type: none"> ・居室内やトイレ、卓上等の清掃 ・ゴミ出し ・準備・後片付け 2. 洗濯 <ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機または手洗いによる洗濯 ・洗濯物の乾燥（物干し） ・洗濯物の取り入れと収納 ・アイロンがけ 3. ベッドメイク <ul style="list-style-type: none"> ・利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等 4. 衣類の整理・被服の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等） ・被服の補修（ボタン付け、破れの補修等） 5. 一般的な調理、配下膳 <ul style="list-style-type: none"> ・配膳、後片づけのみ ・一般的な調理 6. 買い物・薬の受け取り <ul style="list-style-type: none"> ・日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む） ・薬の受け取り

◎一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例

平成12年11月16日 老振第76号 厚生省老人保健福祉局振興課長通知
「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」抜粋

	内容
1. 「直接本人の援助」に該当しない行為	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除 ・来客の応接（お茶、食事の手配等） ・自家用車の洗車、清掃等
2. 「日常生活の援助」に該当しない行為	<ol style="list-style-type: none"> ①訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為 <ul style="list-style-type: none"> ・草むしり ・花木の水やり ・犬の散歩等ペットの世話等 ②日常的に行われる家事の範囲を超える行為 <ul style="list-style-type: none"> ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り ・植木の剪定等の園芸 ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等